

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成26年1月20日(月曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 12 時 28 分
出席委員	福井 菱田 井上 馬場 小島 齊藤 日高 湊		
出席理事者	[産業観光部]船越部長、山田担当部長 [農林振興課]竹内課長 [国営事業推進課]堤課長、谷口担当課長		
出席事務局	今西事務局長、藤村次長、阿久根副課長、坂田主任、三宅主任		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名

## 会 議 の 概 要

10:00

### 1 開議(福井委員長あいさつ)

10:05

### 2 事件

農地等災害復旧について

#### (1) 被災箇所等の現地調査

[篠町牧田川周辺現地視察](10:05出発~11:00帰着)

11:10

[理事者入室]会議再開

#### (2) 小災害に係る復旧対応について

<産業観光部長あいさつ>

<国営事業推進課長及び農林振興課長、資料に基づき説明>

~11:50

[質疑]

<馬場委員>

健康を維持できないほどの長時間残業を伴っているが、災害復旧時の体制としてどのような人的配置をとっているのか。

資料4、台風18号に伴う被災箇所386カ所、被害額5億8100万円のうち、172カ所、3億400万円の調査対応を行うということは、対象外が214カ所、2億7700万円となり、割りかえすと1カ所あたり130万円となる。国庫補助基準40万円の小災害には当てはまらないと思われるが、どのような理由により対象とならないのか。

<産業観光部長>

現実的に公共災害の対応等もある中、庁内での体制づくりは困難。また新規採用を含め技術職員が不足しているのが実態であり、災害対応については現有能力で

対応せざるを得ない。そのため測量試験関係を全て外注し、一部、京都府からの支援もいただきながら対応しており、査定等の期限を何とかこなしている状況である。

< 国営事業推進課長 >

386カ所については地元から報告された件数であり、道路や河川災害など何もかも含まれてくる場合が多く、現地立会いにより振り分けを行っている部分があることを理解願う。

< 馬場委員 >

現地視察時の査定番号について、「519 - 60」等、付番の意味は。

< 国営事業推進課長 >

「519」が亀岡市を示す番号である。

< 井上委員 >

例えば堆積基準の7.4cmにぎりぎり満たない場合等、杓子定規のような対応となるのか、一定の配慮がなされるのか。

< 国営事業推進課長 >

例えば仮設道路を敷く等検討し、一定配慮する中で対応している。

< 福井委員長 >

補助対象外となる40万円未満の小災害の対応については、平成23年11月に当委員会では取り上げ、支援を要望する意見もでたところである。検討するとの答弁を確認したが、その後の調査、可能性を探った部分についてはどうであったのか。

< 国営事業推進課長 >

平成23年度における調査の結果は、資料4の2-1で示したとおり、京都府下各市において未対応の市町の割合が多いため、時期尚早の思いの中で検討していた。

< 菱田副委員長 >

検討していたということであるが、2年間ほったらかしにしていたとしか聞こえない。この2年間で、農地災害等の従来除外されてきた部分について、どのような変化をもたらしてきたのか。

< 国営事業推進課長 >

先ほどの答弁のとおり、府下では未対応の市町が多いことから、時期尚早であると位置づけてきたが、今回の台風18号を受けて他市においても対応している状況から、本市においても何らかの対応が必要かと今考えているところである。

< 菱田副委員長 >

今後、取り組むための検討をする答弁と理解したが、その中で出てくるのが、事務量の増加、財源の確保から難しいということである。確かに行政サイドから見ればそうであるが、市民サイドから見れば、困っているから何とかしてほしいということであり、それをどのようにコントロールして市民の要望に応えていくのかが行政の大切な役割である。一方では災害に関わらず、耕作放棄地を減らしていくために獣害対策等、各取り組みをされている。災害復旧の手立てがどうしてもできない場合、耕作放棄地につながることも懸念される。亀岡の農地を守っていく観点からもぜひ検討をお願いしたい。事務が大変であれば、農地・水保全と同様、地元主体により事務を進めてもらい書類で判断する等、行政の事務量を減らしつつ市民のニーズに応えていくことは可能と考える。その方向性について考えは。

< 産業観光部長 >

議会のほうからも他市の事例紹介等もいただいている中で、調査等を進めてきた。その中で課題となるのは人的な対応、適正な執行の担保、財源の確保等である。今

のご意見のように農地、山をしっかりと保全、継承していくために受け皿となって、お互いに支援し合えるような制度づくりが必要であると考えており、例えば事業主体が施工者となっていただく支援制度等を構築できないか、現在、理事者協議等を進めているところである。日の目をみるようなよい制度となるよう仕上げていきたい。

<井上委員>

専門性のある職員の採用について、人事への要望も必要であることを提案する。

<福井委員長>

耕作等における農業サポート隊や災害時における社協のボランティアのように、農地被害等についても、ボランティアでサポートするようなくみづくりは可能であり、予算は伴わない。そのような取り組みについても検討願いたい。

<産業観光部長>

新たな農業政策として26年度以降、日本型直接支払制度が創設され、従来の農地・水保全の共同活動の充実が図られる。農地・水の対象エリアは面的に60～70%、約60団体あり、それを市内全域で取り組んでいただけるような、農家だけでなく皆で守っていけるような取り組みである。制度の確立と共にこのような直接支払制度の活用の両面を合わせて推進していきたいと考えている。

～ 12 : 16

[理事者退室]

<湊委員>

本件について、現地視察、執行部の説明を通じ、委員会として今後どのように結論付けるのか、方向性の確認を。

<福井委員長>

湊委員の考えは。

<湊委員>

支援を求める声を受け止めているが、執行部の説明では精一杯の状況である。

<齊藤委員>

議員の立場としては、市民の声に応えるよう努めなければならないが、私有財産であり、税金の使い道をわきまえる必要がある。地域では畔の崩落など小規模なものは地元で復旧している現状がある。地域のコミュニティがとれておれば、そういった取り組みができるものと思われる。また井上委員の意見であった専門職の採用については、災害等の緊急時に必要な手立てとしての課題であり、通年で考えるべきではない。

<小島委員>

被災箇所の現地視察を通じて、小規模であれば地域での復旧も可能かという印象をもった。執行部の対応も精一杯と見受けられる。部長の答弁にあったように、補助的な施策の必要を感じているところである。

<井上委員>

専門職の提案については、専門に配置するものではなく、設計や通常業務等、両方こなせる意味である。

2年前から状況は変わっておらず、一定の検討の成果を示していただきたいのが意見である。

<日高委員>

宅地の中においても水害による被害からできるだけ自分で復旧しているところが多いことから、市の対応としては限度かと思われる。

<馬場委員>

菱田副委員長の意見が大変重要と考えている。農家が現に困って声をあげているわけであり、その声に応えることが公共の仕事の大前提である。その前提に立って何ができるのか、近隣の南丹市や京丹波町では隣り合わせで施策をとっていることから、そのような事例を真摯に学びとる立場であることが求められている。でなければ、北部でやっているが南部の市ではやってないためにやりませんということは、南部でやっているが北部ではやっていないのでやりませんということと同じであり、いつまでたっても亀岡市独自の施策が打ち出せなく、底ちになってしまうことに陥りかねない。担当課は大変かもしれないが意欲をもってやるべきというのが私の意見であり、できれば南丹市等の事例について、理念等を学びたいと考えている。

<菱田副委員長>

南丹市や京北町等の農家の方と話をしている中で、なぜ亀岡市はあれだけの農地があって農業の生産力があるのに、支援してもらえないのかということ逆を聞かれた。行政はできないというが、やり方の問題である。例えば小災害であっても、設計や測量等、同様に扱おうとしているが、その部分を地元任せることにより、実費としてかかった分を一部補助する等のやり方もある。行政が対応しやすく市民に喜んでもらえるように、また亀岡の基幹産業である農業を守るために必要なことである。齊藤委員の意見にあった個人の財産であっても、大きな工場には手当てをしていることと同様のことであり、そこをどう考えていくのかということである。理事者は取り組むと答弁していることから、その結果を報告してもらおうこととして、もし取り組めないという結果であれば、再度委員会で議論する場をいただければありがたい。

<福井委員長>

本日の部長の答弁により、今後、協議結果の報告を求め、その結果によっては再度、委員会で議論していきたいと考える。

<齊藤委員>

財源について、南丹市では合併債を使っており、返済が必要ということである。

### 3 その他

<福井委員長>

今回は2月10日、午前10時とする。内容については、景観計画及び都市計画公園に係る状況報告、西別院町用地に係る行政報告の申し出を受けているので、議題としたい。<了>

散会 ~ 12:28